

相談支援職員研修委託業務 企画提案書募集要領

(事業の目的)

第1 「子ども・若者総合相談センター」の機能を担う体制の確保・強化を促進するため、子ども・若者支援に携わる市町村職員等を対象として、地域における社会資源の開拓やそのネットワークを活用した相談支援の方策について学ぶ研修を開催するほか、開催結果をとりまとめ、市町村等に配付することにより、相談支援体制の強化を促していく。

(事業の内容)

第2 別紙「相談支援職員研修委託業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおり。

(委託期間)

第3 委託期間は、契約締結の日(令和8年7月中旬を予定)から令和9年3月19日(金)までとする。

(委託金額)

第4 委託金額は1,066,000円(消費税等を含む)を上限とする。

(事業実施要件)

第5 委託事業の経理を明確にするため、委託事業についての会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

(委託契約)

第6 企画提案を募集し、県が設置する選定委員会において選定された事業者と、仕様書に基づく業務内容を確認した上で、委託金額限度額の範囲内において委託契約を締結する。

なお、確認の結果、契約に至らなかった場合は、次点の者を選定された事業者とすることとし、以下同様とする。

(応募者の資格)

第7 応募者は、以下の条件を全て満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4<一般競争入札の参加者の資格>の規定に該当しない者であること。

(2) 企画提案書提出期限の時点で、令和8・9年度入札参加資格者名簿「(大分類)03. 役務の提供等」のうち、「(中分類)16. その他の業務委託等」の「(小分類)03. 研修」に登録されている者であること。ただし、県内に事務所を有し、自らNPO活動を行っている民間非営利団体は、この限りではない(ここでいうNPO活動とは、ボランティア活動を始めとする市民が行う自由な社会貢献活動を指すものとする。)

(3) 県内に本社、支社、営業所又は事務所を有すること。

- (4) 特定非営利活動法人にあっては、特定非営利活動促進法に基づく各種提出書類を適法に所轄庁に提出していること。
- (5) 企画提案書の受付期間において、愛知県から入札参加資格（指名）停止を受けていないこと。
- (6) 「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- ※なお、上記（1）から（6）を満たす複数の団体からなる共同事業体による応募も可能とする。共同事業体で企画提案を行う場合は、事前に申し出ること。

（応募の手続き）

第8 応募者は、以下により企画提案書等を作成し、提出すること。

(1) 提出書類

ア 企画提案書（様式1）

「提案内容」は、A4判・縦置き・片面の用紙に10枚以内で作成すること。

ただし、以下に該当する場合は、それぞれに掲げる書類をあわせて提出すること。

(ア) 設立1年以上の法人格のない団体

団体の定款（会則）、役員名簿、直近の事業報告書及び活動計算書

(イ) 設立1年未満の法人格のない団体

団体の定款（会則）、役員名簿、直近の事業計画書及び活動計算書

(ウ) 設立1年未満の特定非営利活動法人（愛知県認証法人を除く。）

直近の事業計画書及び活動計算書

(エ) 愛知県認証以外の特定非営利活動法人

定款、直近の事業報告書及び活動計算書、貸借対照表、財産目録

イ 見積書（任意様式）

・「愛知県知事」宛てとするもの

・経費内訳を添付又は見積書内に明記すること

ウ 団体役員等情報（様式2）

エ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書（様式3）

(2) 提出部数

・ア、イ：正本1部、副本7部

・ウ、エ：正本1部

(3) 提出期限

令和8年6月30日（火）午後5時まで（必着）

(4) 提出先（問合せ先）

愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課青少年グループ

〒460-8501（住所記載不要）

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

電話 052-954-6175（ダイヤルイン）

FAX 052-971-8736

電子メール syakaikatsudo@pref.aichi.lg.jp

(5) 提出方法

持参又は郵送による。

その他の方法（ファクシミリ、電子メール等）による提出は不可とする。

(6) 応募に関する質問について

ア 受付期間

令和8年6月5日（金）から6月19日（金）午後5時まで

イ 提出方法

電子メールにて提出する。

ウ 回答方法

令和8年6月24日（水）までに社会活動推進課のWebページに掲載する。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/syakaikatsudo/>)

(7) その他

- ・企画提案書の提出は、1者1案とする。
- ・応募資格を有しない者の応募や、提出物に不備のある場合は、受理しない。
- ・企画提案に係る一切の費用は応募者の負担とする。また、提出資料は返却しない。
- ・その他詳細については、県と打合せの上、行うものとする。

（事前説明会の開催）

第9 応募を希望する者を対象に、下記のとおり事前説明会を開催する。

出席は応募の必須条件ではないが、応募を希望する者は可能な限り出席すること。

なお、会場の都合により出席者は1者（団体）2名以内とする。

(1) 日時

令和8年6月10日（水） 午前11時30分から正午まで

(2) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 愛知県庁西庁舎7階
県民文化局 共用会議室1

(3) 参加申込方法

下記のとおり電子メールで行うこと。

- ・申込期限：令和8年6月9日（火）午後5時まで
- ・本文中に以下の情報を記載すること
 - 貴社（団体）名
 - 参加者所属・氏名
 - 連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ・申込先 愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課青少年グループ
電子メール syakaikatsudo@pref.aichi.lg.jp

(提案の審査及び委託先の決定)

第10 次の(1)から(6)の審査基準を基に、別に設置する選定委員会において、期限までに提出された企画提案書について、審査により最優秀企画提案者を1者選定する。

なお、提案が5件を超える場合は、書面審査による第1次選定を行い、5者を選定した後、プレゼンテーションによる最終選定を行うこととし、企画提案が5件以下の場合は、基準を満たさない場合を除き、全ての企画提案について最終選定を行う。

また、プレゼンテーションは、1者10分以内とし、その後に数分程度の質疑を行うものとする。

事前に提出した企画提案書によって行うこととし、提出後の資料の差し替え及び追加資料の提出は一切認めないので、十分に確認の上で提出すること。

- (1) 業務の実施体制
- (2) 現状分析・到達目標の設定
- (3) 提案内容の的確性・効果・独自提案
- (4) 業務実績
- (5) 事業積算の妥当性
- (6) 社会的価値の実現に資する取組

(選定委員会の開催)

第11 選定委員会の開催日時については、後日提案者に対して通知する。

(選定結果の通知)

第12 選定結果については、全提案者に対して書面により通知する。

(事業実施日程)

第13 事業実施日程は、次のとおりとする。

① 公募開始	令和8年6月5日(金)
② 事前説明会実施	6月10日(水)
③ 企画提案書提出期限	6月30日(火)
④ 選定委員会の実施、企画提案の決定	7月中旬
⑤ 委託契約締結、事業開始	7月下旬
⑥ 事業終了	令和9年3月19日(金)